

会員各位

# 自治会・回覧

2010年7月20日  
桜台自治会  
生活・環境部

## “犬のしつけ講習会”及び“迷惑駐車”のアンケートについて(依頼)

### 1. 犬のしつけ方講習会 事前アンケート

#### (1)犬のしつけ講習会

本年秋頃に、犬のしつけ講習会を開催したいと思います。  
つきましては、できるだけご要望に沿った講義内容にしたいと考えています。  
また、およその参加人数も把握致したく、アンケートへの回答  
(別紙:犬のしつけ講習会アンケート)  
について宜しくお願い致します。

※ お子様への参加呼びかけも積極的にお願致します。

予定講師：千葉県動物保護管理協会(獣医)

#### (2)猫糞対策

猫の糞についても、多数クレームが発生しています。  
対策・意見等ある方はアンケートに回答  
(別紙:猫の糞 アンケート)  
をお願い致します。  
(今後の対策の参考にさせて頂きたいと思ひます)



### 2. 迷惑駐車 アンケート

従来より、迷惑駐車撲滅の運動が成されてきていますが、  
なかなか効果がでていません。  
そこで、先ず、会員の皆様の意識調査を行うことで、  
解決策を探って行きたいと考えています。  
迷惑駐車の有無、その迷惑駐車をどのように思っているか、  
あるいは迷惑駐車の対策案等、  
記名/無記名、どちらでも結構ですので、アンケートの回答  
(別紙:迷惑駐車アンケート)  
について、宜しくお願い致します。

※ 迷惑駐車は“車庫法”により罰則が発生します。  
→ 裏面参照



### 3. 提出先及び提出期限

恐れ入りますが、各班長の方は、8月31日までに自治会館へ提出をお願い致します。

# 車庫法抜粋

自動車の保管場所の確保等に関する法律

(昭和三十七年六月一日法律第百四十五号)

最終改正:平成一六年五月二六日法律第五五号

(保管場所としての道路の使用の禁止等)

第十一条 何人も、道路上の場所を自動車の保管場所として使用してはならない。

2 何人も、次の各号に掲げる行為は、してはならない。

一 自動車が道路上の同一の場所に引き続き十二時間以上駐車することとなるような行為

二 自動車が夜間(日没時から日出時までの時間をいう。)に道路上の同一の場所に引き続き八時間以上駐車することとなるような行為

(罰則)

第十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、三月以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

二 第十一条第一項の規定に違反して道路上の場所を使用した者

2 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

二 第十一条第二項の規定に違反した者